

松原市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年4月

松原市

目次

I はじめに	1
総論	3
II 基本方針	4
1 流行規模及び被害の予測	4
2 対策の基本方針	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) 対策の留意点	6
(3) 対策推進のための役割分担	7
(4) 各段階の概要	10
3 行動計画の基本項目	14
① 実施体制	15
(ア) 対策本部の設置	15
(イ) 大阪府との連携	15
② 予防・まん延防止	16
③ 情報収集・提供・監視	16
④ 医療・相談体制	17
⑤ 生活支援、社会・経済機能の維持	17
4 対策の実効性の確保	18
(1) 対策の具体的実施手順の関係機関との調整	18
(2) 事業継続計画策定の検討	18
5 計画の見直し	18
各論	19
対策本部の体制	20
各部の個別業務	21
III 発生段階ごとの主な対策と役割分担	23
発生段階別対策と業務	23
(1) 未発生期	23
(2) 海外発生期	26
(3) 国内発生早期	29
(4) 府市内発生早期	32
(5) 府市内感染期（①感染拡大期②まん延期③回復期）	35
(6) 小康期	39
参考資料	41

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響の大きなものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的なパンデミック（大流行）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらしている。

20世紀には1918年（大正7年）に発生したスペイン風邪、1957年（昭和32年）のアジア風邪、1968年（昭和43年）の香港風邪では多くの人々が死亡するという大流行を引き起こし、医療提供機能の低下を始めとした社会機能や経済活動の様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアや中国では、高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1）が流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、平成21年3月にアメリカで発症した豚インフルエンザ（A/H1N1）は、メキシコでヒトへの感染が確認されて以来、各国に感染が拡がり、国際的な感染拡大の状況及びWHO専門家緊急委員会の検討結果等を踏まえ、WHOは6月12日にパンデミック警戒レベルをフェーズ6に引き上げた。日本国内についても感染者が平成21年12月で100万人を越えた。

このように、ひとたび新型インフルエンザが発生すると世界的なパンデミックを引き起こす危険性があることから、WHOは2005年（平成17年）5月に「世界インフルエンザ事前対策計画」を公表し、各国がこれを基準として自国の国民を守るための行動計画の策定を進めている。我が国においても、平成17年11月14日に「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定され、平成21年2月に改定している。

また、2008年（平成20年）5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行され、感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」が追加され、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に、そのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染者を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とする等、新型インフルエンザ等対策の強化が図られている。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

3 松原市における行動計画策定の経緯

松原市においては、特措法の施行前から、国の行動計画・ガイドライン等を踏まえ、行動計画を策定している。

平成22年当時の行動計画は、平成21年4月にアメリカニューメキシコ州から発生した豚インフルエンザのちのH1N1新型インフルエンザに対応すべく作成された行動計画であり、鳥インフルエンザ由来の病原性の高いウイルスを想定した場合と病原性の低いウイルスを想定したものと発生段階ごとに各部局の対応をマニュアル化したものであった。

今般、国においても、専門家会議等で議論を重ね、地域の実情に即した適切な対策が実施できるよう行動計画の改定（平成23年9月）が行われ、特措法第6条の規定に基づき平成25年6月7日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が策定された。

松原市は、人口約12万人の市で、大阪市、藤井寺市、羽曳野市、堺市に隣接しており、松原ジャンクションをはじめ阪神高速道路等への連結が便利な流通の通過点に位置する特徴をもっている。新型インフルエンザ等が近隣市でひとたび発生すると、ウイルス進入が容易であり、迅速に感染拡大防止対策をとる必要があるため、特措法第8条の規定に基づき、対策の総合的な推進に関する事項を定めた「松原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

なお、今後も新型インフルエンザや新感染症に関する新たな情報、関係機関からの意見を反映させて必要に応じて改定を行い、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備することにより、本市における新型インフルエンザ等の対策を充実させ、市民の健康被害を最小限に止めることができるよう図っていくこととする。

— 總 論 —

II 基本方針

1 流行規模及び被害の予測

新型インフルエンザ等発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点で、その流行規模を完全に予測することは難しいが、本行動計画における流行規模及び入院・死亡者数の想定は、国の新型インフルエンザ等対策行動計画で示されている「流行規模及び被害の想定」等をもとに、本市の総人口で按分し、次表のとおり算出した。

〈被害想定〉

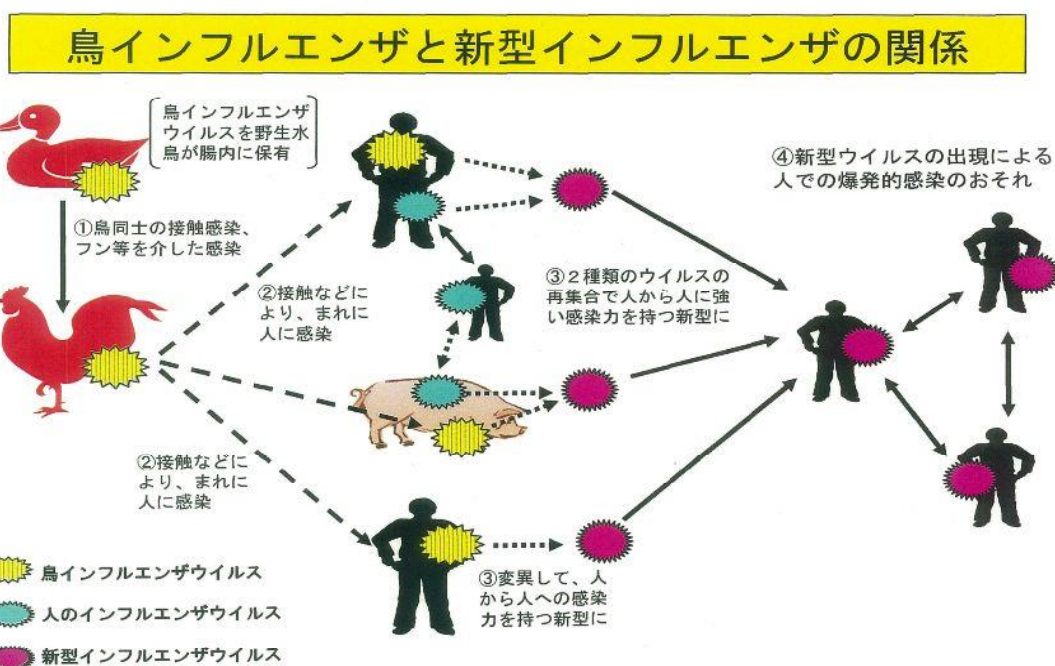
区 分	松原市	大阪府
総人口（H22国勢調査）	約 12 万人	約 886 万人
罹患者数（25%）	約 3 万人	約 220 万人
（アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53% の場合による推計）		
受診患者数	約 2 万 4 千人 （上限値）	約 1 73 万人 （上限値）
入院者数	約 500 人 （上限値）	約 3 万 7 千人 （上限値）
死亡者数	約 170 人 （上限値）	約 1 万 2 千人 （上限値）
1 日当たり最大入院者数	約 96 人 （発生から 5 週目）	約 7 千人 （発生から 5 週目）

〈留意点〉

- これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。
- 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、併せて対策の対象としている。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討し実施することになるため、今までの知見に基づき飛沫感染、接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

健康被害の増大はもとより、社会活動、社会機能や経済的な影響は、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。また、市民生活においては、学校・留守家庭児童会室・幼稚園・保育所等の臨時休校・休園・休館、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出る事が予想されている。



2 対策の基本方針

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。ひとたび国内において新型インフルエンザ等が発生すれば、本市においても流行は避けられないと思われ、特に強毒性であった場合は、感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。

したがって、新型インフルエンザ等対策の目的は、感染症拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に止め、社会・経済機能の低下を極力抑制することである。

このため、新型インフルエンザ等発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、段階ごとに、松原市における行動計画をあらかじめ確立しておく必要がある。

さらに、医療機関（歯科医療機関を含む。以下同じ。）、社会福祉施設、学校、公共交通機関、マスメディア、企業、家庭・個人などにおいても、行動計画等を踏まえ、事前の準備に努める。また、発生時に適切に行動できるよう、市民に対して必要な情報の提供等を行うとともに、移動の自粛など市民生活に重大な影響が発生することに関して、市民の理解を得ることが重要である。

新型インフルエンザ等のパンデミックは必ずしも完全に予測されたように展開するものではないことが想定されるため、国・府の行動計画との整合性を保ちつつ、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画は随時見直し、必要に応じて修正を行い、積極的に新型インフルエンザ等対策に取り組むこととする。

なお、新型インフルエンザ等が発生した初期の段階では、毒性などが明らかでないと考えられるため、強毒性で感染力が強いウイルスであることを前提とする対策を実施するが、ウイルスの毒性や感染の拡がりに応じて柔軟に対策を実施することとする。

（２）対策の留意点

新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、府行動計画、市行動計画に基づき、相互に連携・協力し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

○基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。

○危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要のないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

○関係機関相互の連携・協力

新型インフルエンザ等による被害は、広範囲に及ぶことが想定されることから、国、府の対策に協力するとともに、警察署、隣接市と連携して、対策を実施することが効果的である。

また、行動計画に沿って実施していくためには、行政機関のほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会の医療関係機関、ライフライン事業者など関係機関の協力が不可欠である。

このため、行政機関、医療機関及び関係機関との連携・協力を図りながら対策を推進する。

○市民、事業者等の協力

新型インフルエンザ等の流行を最小限に抑え、被害の拡大を防ぐためには、行政機関及び関係機関の各種対策に加え、市民、事業者等の協力が不可欠となる。

このため、市民、事業者等は新型インフルエンザ等に関する正しい知識に基づき、行動することが重要であり、自らが予防に努める「自助」と、（感染拡大期/まん延期/回復期）における社会的弱者に対し自治会などの地域コミュニティが支援に努める「共助」が求められる。

また、本計画を効率的に実施していくためには、行政機関等の「公助」による、各段階に応じた対応策を明確にしておき、市民、事業者等と一体となって取り組むことが不可欠である。

○外国人への対応

市内に居住し、又は勤務する外国人に対する情報提供など重要な対策を講じる場合は、外国語を用いるなどの配慮を行うものとする。

○記録の作成・保存

市は、市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(3) 対策推進のための役割分担

○国の役割

- ・ 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その

他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

- 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定する。

○府の役割

- 府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。
- 府は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等に関し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。
- 府は、新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。
- 府は、府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。
- 府は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。
- 府は、市から新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要に応じて速やかに所要の総合調整を行う。

○市の役割

- 市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、市行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- 市は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、生活支援等、市が実施主体となる対策に関し、それぞれ地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- 市は、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは、市対策本部を設置し、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。
- 市は、府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。
- 市は、保健所が行う医療機関への搬送体制の整備に、適切に連携・協力する。

○医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等発生前には院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の診療体制も含めた、診療継続計画の策定等事前の準備に努める。

① 感染症指定医療機関(感染症法第 38 条)

府市内発生早期においては、積極的に患者等を受入れ、適切に医療の提供を行う。

② 指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関、公的医療機関（日赤病院、済生会病院、労災病院等を指す。以下同じ。）及び協力医療機関

帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。

③ 一般の医療機関(内科・小児科等、通常感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。)

府市内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受入れ、適切に医療の提供を行う。

④ 歯科医療機関

歯科を標榜していない病院と連携し、主治医の依頼のもとに人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、二次感染防止の実施をはじめ適切に歯科医療を提供する。

○指定地方公共機関の役割

- 指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 指定地方公共機関は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

○登録事業者の役割

- 特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は府民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者(以下「登録事業者」という。)は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の府民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。
- 新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するよう努める。

○一般の事業者

- 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

- 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが求められる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。

○市民

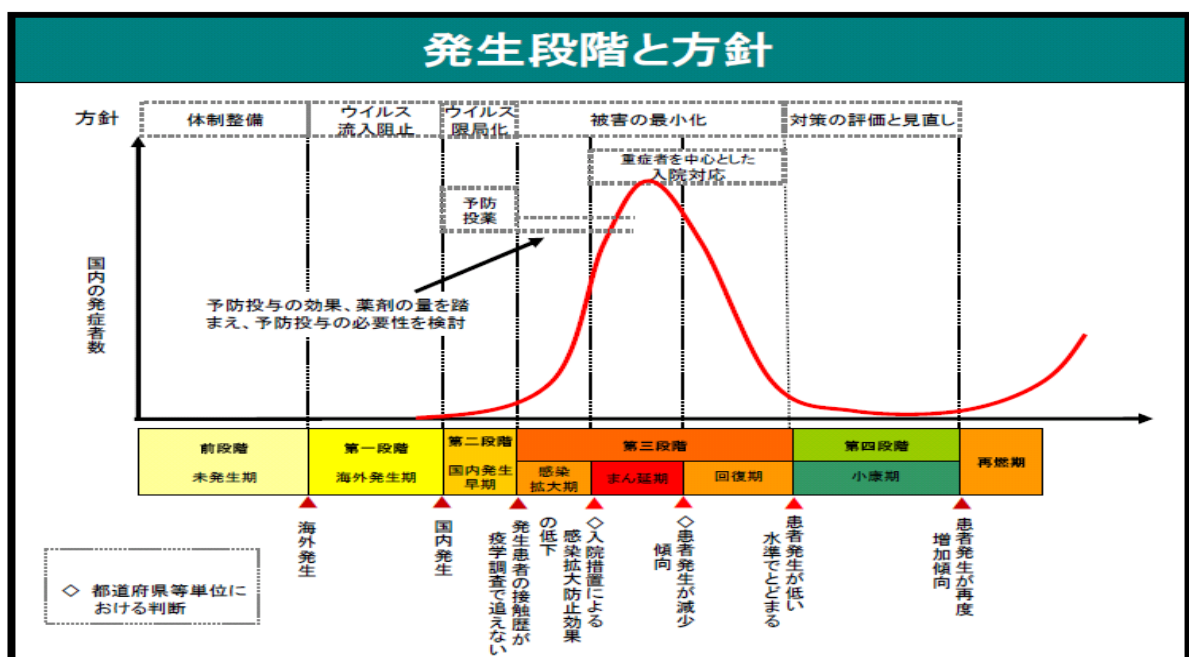
- 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

(4) 各段階の概要

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じ対応方針を定めておく必要がある。

本行動計画では、国・府の行動計画に準じて、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでの6段階に分類し、府と密接な連携をとりながら、それぞれの段階に応じた対策等をとるものとする。

【行動計画における発生段階と方針】



○松原市における発生段階と状況

松原市発生段階	状 態	府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	府内未発生期
国内発生早期	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	
府市内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追える状態	府内発生早期
府市内感染期 ①感染拡大期 ②まん延期 ③回復期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	府内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

○発生段階に応じた主な対策

(未発生期)
目的
1) 情報の収集及び市民への情報提供
2) 発生に備えて体制の整備
主な対策
1) 関係課との連絡体制の整備や情報の共有を図る。
2) 新型インフルエンザ等に関する最新情報や感染予防策をホームページ等で周知する。
3) 藤井寺保健所、松原市医師会等と連携して、新型インフルエンザ等の発生時に適切な対処ができるよう、連絡体制を整備し、情報の共有を図る。
4) 支援を必要とする社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）及びコミュニケーションに支障を来すと予想される外国人を把握する。

5) 生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続及び外国人とのコミュニケーションの確保手段の検討を行う。
6) ワクチンの接種体制を整備する。
7) 感染防止用資器材等の備蓄を行う。
8) 事業継続計画を策定する。

(海外発生期)
目的
1) 国内発生に備え体制の整備
2) 国内外の発生に関する情報の収集、共有及び提供
主な対策
1) 関係課と緊急協議を行い情報の集約・共有・分析を行うとともに初動対処方針について協議する。
2) 国内発生に備え、市内においてもサーベイランス体制を整える。
3) 新型インフルエンザ等の発生に関する国内外の情報を収集する。
4) 新型インフルエンザ等に関する最新情報や感染予防策をホームページ等で周知する。
5) 特定接種対象者へのワクチン接種開始にともなう準備体制を整える。
6) 住民に対するワクチン接種開始にともなう準備体制を整える。
7) 遺体安置のための施設確保の準備を行う。
8) 相談窓口の設置及び広報を行う。

(国内発生早期)
目的
1) 新型インフルエンザ等対策の実施
2) 新型インフルエンザ等感染拡大の抑制
主な対策
新型インフルエンザ等対策本部を設置し、行動計画に基づき、基本的対処方針等を決定し、対策を実施する。
1) 新型インフルエンザ等に関する最新情報や市の対策、感染予防策をホームページ等で周知する。

2) 特定接種対象者にワクチンの接種を開始する。
3) 相談窓口体制の拡充を行う。
4) 藤井寺保健所等の関係機関と情報共有や連携強化を図る。
5) 社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）への日常生活支援及び外国人へのコミュニケーションの確保の体制整備を行う。

（府市内発生早期）
目的
1) 全市的な新型インフルエンザ等対策の実施
2) 新型インフルエンザ等感染拡大の抑制
主な対策
新型インフルエンザ等対策本部は、行動計画に基づき、対処方針を決定し、対策を実施する。
国内発生早期の対策に下記のを加える。
1) 社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）への日常生活支援及び外国人へのコミュニケーションの確保を実施する。
2) 府内で発生した場合の拡大防止を図るため、徹底した封じ込め対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、外出の自粛を呼びかける。 ・感染予防策として、うがい、手洗い、マスクの着用を呼びかける。 ・学校、通所施設等に対し、休校・休業を呼びかける。
3) 住民へのワクチン接種を開始する。
4) 府の設置する帰国者・接触者外来に関する広報を行う。
5) 相談窓口体制の拡充及び強化を行う。

（府市内感染期） 感染拡大期・まん延期・回復期
目的
1) 健康被害を最小限に抑制
2) 社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）及びコミュニケーションに支障を来している外国人への支援の強化
3) 円滑な埋火葬対策の実施

主な対策
新型インフルエンザ等対策本部は、行動計画に基づき、それぞれの段階に応じた対処方針を決定し、対策を実施する。
1) 新型インフルエンザ等に関する最新情報や市の対策実施状況、感染予防策をホームページ等で周知する。
2) 感染拡大防止のため、徹底した封じ込め対策を継続実施する。
3) 社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）への日常生活支援及びコミュニケーションに支障を来している外国人への支援を強化する。
4) 遺体安置所を必要に応じて開設する。
5) 死亡者については、円滑な埋火葬対策を講じる。

(小康期)
目的
1) 対策の評価、次の流行対策
2) 社会、経済機能の段階的回復
主な対策
1) 実施した対策の評価を行い、次の流行に備えた対策を検討し、実施する。
2) 被害状況を把握し、市民生活の安定と社会・経済機能の早期回復を図るために、復旧方針及び支援策を決定し、実施する。
3) 新型インフルエンザ等の流行が終息するまでは、適宜、市民に対し、国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。

3 行動計画の基本項目

本市の新型インフルエンザ等対策行動計画は、国、府の行動計画に基づき、「実施体制」、「予防・まん延防止」、「情報収集・提供・監視」、「医療・相談体制」、「生活支援、社会・経済機能の維持」、の5項目の基本的項目について計画し、相互に連携しつつ総合的な対策を推進する。

① 実施体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画を広く市民や関係機関に周知し、理解と協力を求めていく必要がある。

新型インフルエンザ等は、市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の停滞等を招くことが予想されており、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、行政一丸となった取り組みが必要である。

※ 緊急事態宣言が発出されたら新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(ア) 対策本部の設置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたときは、市長を本部長とする「松原市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、行動計画に基づき、迅速かつ確な対策を実施する。

(1) 対策本部の所掌事務

- 府内発生時における新型ウイルスの徹底した封じ込め対策の実施及び拡散防止に関すること。
- 市内発生に備えた適切な情報の収集及び伝達に関すること。
- 市内発生時の危機対策の実施及び健康被害対策に関すること。
- 関係機関等との連絡調整に関すること。
- その他新型インフルエンザ等対策に関すること。

(2) 対策本部の事務局

事務局を健康部地域保健課に置き、対策本部の事務を処理する。

(3) 対策本部の構成

「本部長」は市長、「副本部長」は副市長及び教育長とする。

対策本部に「調整対策部」、「被害調査・輸送部」、「福祉対策部」、「保健医療対策部」、「教育対策部」、「給水部」、「衛生対策部」、「救急対策部」、「応援部」、「議会部」を置き、相互に連携しつつ総合的な対策を推進する。

注：対策本部が指示する業務及び他部の応援については、すべての部があたるものとする。

(イ) 大阪府との連携

新型インフルエンザ等対策は、国及び府との歩調を合わせた実施が求められること、また、医療等に関する専門的な知識も必要となることから、新型インフルエンザ等対策の実施に際しては、大阪府（特に藤井寺保健所）との連携が不可欠である。そのため、府の連絡窓口を確認するとともに、平素から情報共有や対策の実施に向けた具体的な協議を行い、新型インフルエンザ等発生時の対策の実施が円滑に進められるよう、連携体制を整備する。

② 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止・封じ込めのため、パスポート申請時等において、新型インフルエンザ等の発生国・地域への渡航者に対する注意喚起を行う。

また、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防止の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図る。

さらに、府内で発生した場合には、次のような感染拡大防止対策を実施する。

*学校等の対策

学校等においては、感染が広がりやすく、また、地域流行の中心となる危険性があるため、国内発生早期から学校、留守家庭児童会室、幼稚園、保育所等の休校、休園を要請する。

*特定接種対象者にワクチンの接種をおこなう。

*住民に対するワクチンの接種をおこなう。

- ・緊急事態宣言発出時・・・特措法第46条に基づく予防接種
- ・緊急事態宣言発出なし・・・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種

*緊急事態宣言発出時は、府が実施する外出自粛、施設の使用制限等に協力する。

③ 情報収集・提供・監視

新型インフルエンザ等の流行に備えた体制を速やかにとるためには、国内未発生期の段階においては、新型インフルエンザ等が発生したことをいち早く察知すること、そして、国内での感染が拡大する段階においては、拡大状況や当該感染症の特徴を把握することが必要であり、そのためのサーベイランス体制を確立し、国内外の情報を速やかに入手することが重要である。

国、府においては、未発生期の段階から、家きん、豚等によるインフルエンザウイルスのサーベイランス、感染症発生動向調査による患者発生の動向把握、インフルエンザ流行期におけるインフルエンザ関連死亡者数の把握、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスの実施等により、常時、監視体制をとることとしており、本市においても、府等と連携し、サーベイランス体制の強化を図る。

日頃から新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、関係者間で共有する体制を構築する。

収集した情報については、新型インフルエンザ等の感染防止やパニック防止の観点から、適宜、ホームページ等様々な媒体を用いて情報提供を行い、市民全体で情報を共有していく必要があり、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に情報発信を行う。また、誤った情報による風評被害に対しては、府と連携・協力して早期に個々に打ち消す情報を発信する。なお、市民がこれらの情報を受け取る媒体や内容についても千差万別であることが考えられるため、理解しやすい内容で情報提供を行う。

④ 医療・相談体制

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予想されるが、地域の医療資源には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

藤井寺保健所を中心として、地域の関係者と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の不安拡大が予測され、医療体制等の情報提供や、帰国者・接触者相談センターへの案内などの相談窓口を充実させる必要がある。

既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、大阪府が臨時の医療施設の設置や災害医療の準じた体制を確保するにあたり、保健所と搬送等の連携を図る。

⑤ 生活支援、社会・経済機能の維持

本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の市民生活を維持することが困難になるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の市民生活を維持できるよう、水道のライフラインを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。事業者等に対して、企業活動の維持を要請する。

また、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備え、遺体安置所、一時的埋葬地の確保等を図る。

4 対策の実効性の確保

(1) 対策の具体的実施手順の関係機関との調整

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての具体的な手順については、各関係機関等と調整を行い、必要に応じて、マニュアルを整備する。

(2) 事業継続計画策定の検討

新型インフルエンザ等発生時に、市役所機能を維持しなければ、対策の実施も不可能となることから、事業継続計画の作成についても検討を進める。

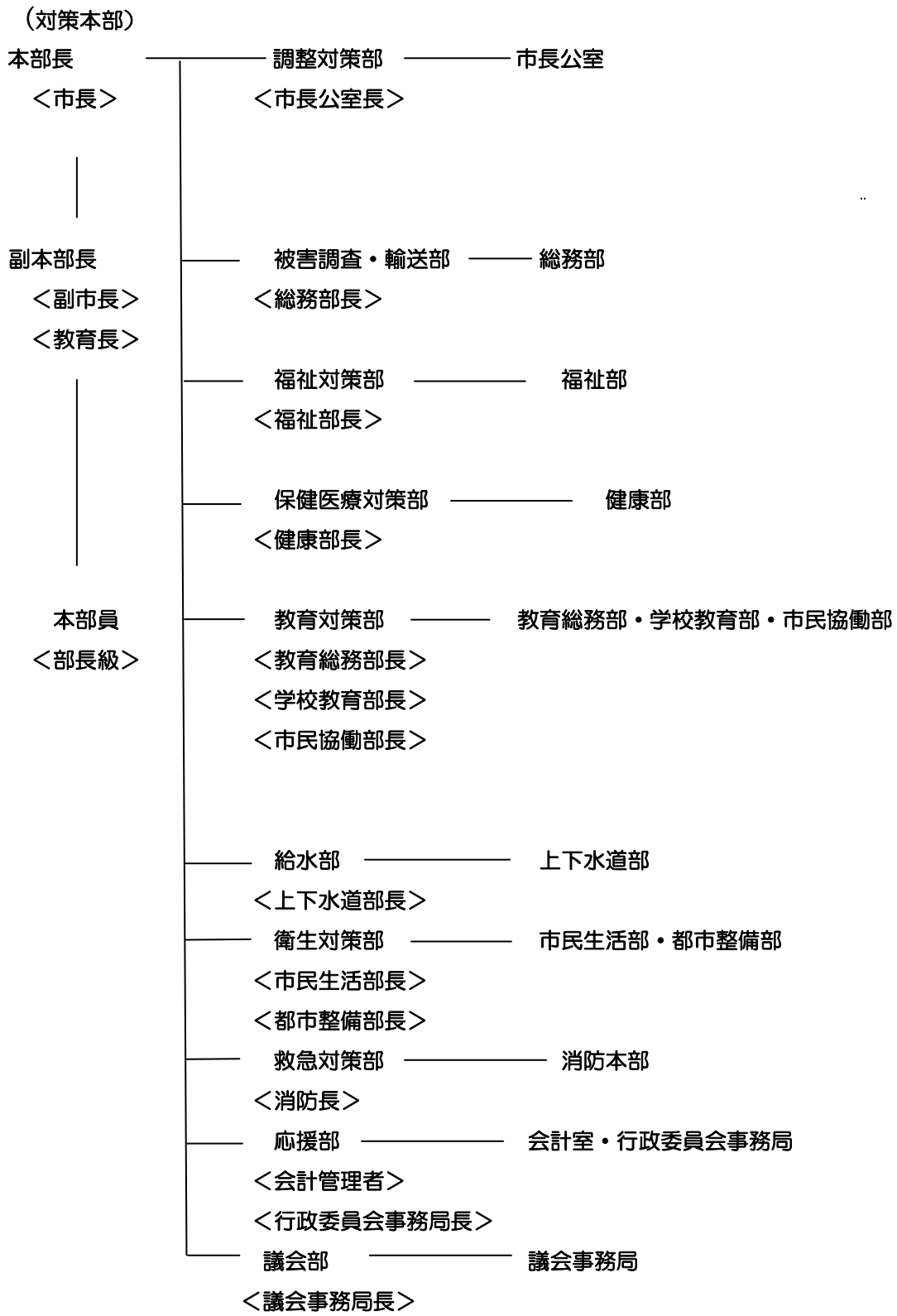
その際、本市が担っている上下水道、ごみ処理、消防、救急搬送など、市民の日常生活を維持するために不可欠な行政サービスについては、新型インフルエンザ等発生時においても、継続的に実施できるよう、感染予防対策の徹底や人員の確保等に十分配慮する。

5 計画の見直し

国や府の計画やガイドラインの改定に合わせて、見直すものとする。

—各論—

対策本部の体制



各部の個別業務

部の名称	総括責任者	個別業務
調整対策部	市長公室長	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の服務、出勤状況の把握に関する事。 ② 職員研修の実施に関する事。 ③ 報道機関との連絡、調整に関する事。 ④ 市民への情報提供に関する事。 ⑤ 府、市町村及びその他関係機関との連絡、調整に関する事。 ⑥ 各部の情報の集約に関する事。 ⑦ 災害用非常食の備蓄と提供の体制整備に関する事。
被害調査・輸送部	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 予防、感染対策・広報等のための車両の確保、配車に関する事。 ② 対策関係経費の緊急支出の検討に関する事。
福祉対策部	福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康被害の発生予防に関する事。 ② 健康被害の拡大防止に関する事。 ③ 保健福祉関係団体、所管施設への予防対策の啓発に関する事。 ④ 保健福祉関係団体、所管施設との連絡調整に関する事。 ⑤ 保健福祉関係団体、所管施設での発生状況の把握に関する事。 ⑥ 所管施設の閉鎖や再開時期の検討に関する事。 ⑦ 在宅要援護者の状況把握、予防対策の啓発、食材や日用品の備蓄状況確認、通院の確保の検討に関する事。
保健医療対策部	健康部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 国、府との連絡調整に関する事。 ② 健康被害の発生予防に関する事。 ③ 健康被害の拡大防止に関する事。 ④ 医薬品の確保に関する事。 ⑤ 医薬情報の収集、提供に関する事。 ⑥ 松原市医師会、松原市歯科医師会、松原市薬剤師会、医療機関との連絡調整に関する事。 ⑦ 保健福祉関係団体、所管施設への予防対策の啓発に関する事。 ⑧ 保健福祉関係団体、所管施設との連絡調整に関する事。

保健医療対策部	健康部長	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 保健福祉関係団体、所管施設での発生状況の把握に関する事。 ⑩ 所管施設の閉鎖や再開時期の検討に関する事。 ⑪ 在宅要援護者の状況把握、予防対策の啓発、食材や日用品の備蓄状況確認、通院の確保策の検討に関する事。 ⑫ 医療ボランティアの受け入れ及び配置に関する事。
教育対策部	教育総務部長 学校教育部長 市民協働部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 園児児童生徒、保護者及び職員等への知識、予防対策、発生時の対応の周知に関する事。 ② 園児児童生徒の健康状態等の把握体制の確立に関する事。 ③ 関係機関、対策本部との連携に関する事。 ④ 学校園の閉鎖の検討及び実施に関する事。 ⑤ 所管施設の閉鎖の検討及び実施に関する事。 ⑥ 学校園における感染拡大の予防対策に関する事。 ⑦ 所管施設における感染拡大の予防対策に関する事。 ⑧ 学校園の閉鎖中における園児児童生徒等の状況把握及び業務体制の確立に関する事。 ⑨ 学校園の閉鎖解除後における園児児童生徒等の状況把握及び業務体制に関する事。 ⑩ 外国人の支援及び通訳に関する事。
給水部	上下水道部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道水の安定供給に関する事。 ② 水質の保全に関する事。
衛生対策部	市民生活部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 消毒その他防疫に関する事。 ② ごみ及びし尿処理に関する事。 ③ 死亡届受理事務と保健所との連携に関する事。 ④ 商工会議所等への食料及び生活必需品の供給要請に関する事。 ⑤ 高病原性鳥インフルエンザ等の情報収集に関する事。 ⑥ 一時遺体安置所及び一時埋葬地に関する事。
衛生対策部	都市整備部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 帰国者・接触者外来開設時における、都市整備部所管の公共施設等の使用に関する事。
救急対策部	消防長	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染者の搬送等に関する事。
応援部	会計管理者 行政委員会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ① 他部局からの応援要請に関する事。
議会部	議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ① 市議会との連絡調整に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。

注：対策本部が指示する業務及び他部の応援については、すべての部があたるものとする。

Ⅲ 発生段階ごとの主な対策と役割分担

発生段階別対策と業務

(1) 未発生期	
<ul style="list-style-type: none"> ●状態 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。（新型インフルエンザ等の人から人への感染が認められない時期） ●対策の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・府、市内発生の早期確認に努める。 ●対策の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画を踏まえ、国、府、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 	
【実施体制】	
① 関係課と会議を開催し、連絡体制の整備や情報の共有を図る。	関係課
② 藤井寺保健所や松原市医師会との連携体制の整備や連絡窓口の確認、情報の共有を図る。	
③ 事業継続計画を策定する。	人事課
④ 「松原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を国、府の計画やガイドラインの改訂に併せて見直す。	地域保健課
【予防・まん延防止】	
① 重症化しやすい高齢者等や医療、保健、福祉関係者等に通常のインフルエンザ予防接種を勧める。 ② 感染防護衣、手袋、ゴーグル等の新型インフルエンザ等感染防止用資器材を計画的に備蓄する。 ③ 平常時から、市民等に対し、うがい、手洗いを習慣化するよう普及啓発を行う。 ＊緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民へ理解の促進を行う。 ＊緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知準備を行う。 ④ 高齢者施設、学校等へ感染防御方法を周知する。 ⑤ 住民に対するワクチン接種体制の整備を図る。 ＊ 特定接種で厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。 ＊ 特定接種の対象者となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。 ＊ 住民に対する予防接種では、国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチン接種する体制を整備する。 ＊ 速やかに接種することができるよう、松原市医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種体制を整備するための準備を進める。	地域保健課

【情報収集・提供、監視】	
① 国外で発生している新型インフルエンザ等の動向把握、情報収集を行い、発生兆候等を確認した場合は危機管理課に連絡し、全庁内へ情報提供する。	子ども未来室 地域保健課 教育推進課
② 府が実施する家きん、豚等における各種サーベイランス結果等の情報を収集する。	
③ 市内保育所、幼稚園、小学校、中学校におけるインフルエンザ様の症状による欠席者の状況を調査し感染拡大の早期探知に努める。	
④ 河川や公園等における異常鳥や死亡野鳥等の状況を早期に把握する。	環境予防課 みち・みどり 整備室
⑤ 新型インフルエンザ等に関する最新情報や感染予防策をホームページ等を用いて市民に周知する。	地域保健課
⑥ 家きんにおける鳥インフルエンザ対策の徹底。 * 日ごろから、家きん舎等の衛生的な管理を心がけるよう周知を図る。 * 学校施設での飼養動物（特に保育所、幼稚園、小学校など）に該当する鳥類を飼養している者に対し、飼養動物と野鳥との接触を避けるよう、周知する。 * 府からの情報により、発生農場との地理的関係、関係者、鶏卵、鶏肉等を含む関連物品等について、国及び府との連携の上、関連情報の収集に努め、必要に応じて防疫対策に協力する。	産業振興課 教育総務課
⑦ 学校、保育所等を主管する課に対し、特異事象があった場合の連絡体制を要請し感染症を監視する。また、府が行うサーベイランスに協力する。	地域保健課
【医療・相談体制】	
① 府と連携して、発生状況に応じた相談体制を準備する。	地域保健課
② 藤井寺保健所と協力し、ワクチンの接種体制を整備する。	
③ 府が行う臨時の医療施設への転用候補施設のリスト化の協力を行う。	
④ 府が行う帰国者・接触者外来リスト化の協力を行う。	
⑤ 府が行う搬送体制確保に協力する。	
【生活支援、社会・経済機能の維持】	
① 市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、平常時から次の取り組みなどを心がけるよう周知を行う。 * 外出をできるだけ避けることができるよう、事前に食料品等の備蓄を行うこと。 * 電気・ガス・水道等の供給不足が予測されるため、燃料資源等の消費節減に努めること。 * 通常のごみ収集回数等の維持が困難となることが予測されるため、ごみの排出抑制に努めること。	危機管理課 地域保健課 環境政策課
② まん延期における在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者への生活支援（見回り、訪問看護、日用品等の提供等）が必要な世帯の把握や、入院等の搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続き等や、コミュニケーションに支障を来すことが予想される外国人への支援（情報伝達、通訳等）の検討を行う。	人権交流室 福祉総務課 障害福祉課 地域保健課 高齢介護課 窓口課

<p>③ 在宅の高齢者や心身に障がいを持った人への介護等の支援のため、次の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 要介護者のリストアップを行う。 * 発生時には外出自粛をさせることがあり、高齢者等に対する食料・生活必需品等の調達方法を検討する。 * 発生時に、介護事業者の事業維持が困難となり、要介護者がサービスを受けられなくなる場合を想定した対応策を検討する。 	<p>危機管理課 福祉総務課 障害福祉課 地域保健課 高齢介護課</p>
<p>④ 自治会組織、事業者等様々な主体による支援活動のあり方について検討を行う。</p>	<p>産業振興課</p>
<p>⑤ 災害応急救助物資の利用について検討する。</p>	<p>危機管理課 地域保健課</p>
<p>⑥ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品等の物資及び資材の備蓄を行う。</p>	<p>地域保健課</p>
<p>⑦ 一時的に遺体を安置できる施設等について把握するとともに、死亡者が増加した場合の事務対応等について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 一時遺体安置所の設置について検討する。 * 一時埋葬地に利用できる市有地の調査及び手続きを確認する。 	<p>財産管理課 環境予防課 窓口課</p>
<p>⑧ 水道</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 情報連絡体制の整備に向けた準備を行うとともに、情報収集を行う。 2) 事業継続計画の作成等。 <ul style="list-style-type: none"> * 計画全般の策定を行う。 * 優先業務の選定を行い、業務の検討を行う。 * 要員の確保に向けて、要員リストの作成を行う。 * 委託業者等との連携体制の整備を行う。 * 必要な物資の確保にあたり、配水施設等における物資の確認・確保やマスク等の備蓄を行う。 * 利用者への情報提供に向けて、準備及び想定問答の作成を行う。 	<p>上下水道部</p>

(2) 海外発生期	
<ul style="list-style-type: none"> ●状態 ●対策の目的 ●対策の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等患者が発生したが、国内では患者発生が確認されていない状態。 ・新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、府市内発生の遅延と早期発見に努める。 ・府市内発生に備えて体制の整備を行う。 ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
【実施体制】	
① 各対策部の対策実施と関係機関との連携強化及び情報の共有化を図る。	危機管理課
② 藤井寺保健所、松原市医師会との連携を強化し、情報の共有を図る。	地域保健課
③ 事業者等に対し、発生状況に関する情報収集や職場での感染防止策及び事業継続計画策定に係る情報をホームページで提供する。	地域保健課
④ 国内の発生状況を積極的に確認し、庁内各課への情報提供により共有化を図る。	危機管理課 地域保健課
【予防・まん延防止】	
① パスポート申請・交付時等に新型インフルエンザ等発生国・地域への渡航予定者に対し、渡航先での新型インフルエンザ発生状況等の情報提供や感染予防のための注意喚起を行う。 <ul style="list-style-type: none"> * 感染症情報 * 発生国への渡航に関する注意喚起 * 新型インフルエンザ等発生国での措置状況 等々 	窓口課
② 新型インフルエンザ等に関する最新情報や感染予防策の習慣化を広報紙やホームページ、チラシを用いて周知する。 <ul style="list-style-type: none"> * うがい、手洗いの励行 * 体調不良時の十分な休息 * 咳やくしゃみなどの症状が出た場合のマスクの着用 等々 	秘書広報課 地域保健課
③ 市内保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員等を通じて、園児児童生徒及び保護者に一般的な予防対策の周知とマスクの着用、手洗いの励行を要請し、感染防止の徹底を図る。	子ども未来室 教育推進課
④ 予防接種 <ul style="list-style-type: none"> * ワクチンの接種 <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種 基本的対処方針を踏まえ、府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。 ・住民に対する予防接種 国・府のガイドラインのもと、事前に定めた接種体制により、具体的な接種体制の準備を進める。 	地域保健課

【情報収集・提供、監視】	
① 新型インフルエンザ等（疑い例を含む）の国内外での発生等の情報を収集し、各課へ情報を提供する。	地域保健課
② 新型インフルエンザ等に関する最新情報や市の対策、感染予防策をホームページ、ちらし、ポスター等を用いて周知する。なお、周知に当たっては外国人、視覚・聴覚障がい者に配慮したものとする。	秘書広報課 人権交流室 地域保健課
③ 市内における患者発生状況を把握するとともに、市内保育所、幼稚園、小学校、中学校における患者の発見を目的としたサーベイランス体制を整備し、府が行うサーベイランスにも協力する。	子ども未来室 地域保健課 教育推進課
④ 国内発生に備え、人が集まるイベント等の開催情報の収集を行う。	関係課
⑤ 高齢者施設等の職員と連携し、市内在住の高齢者等に対し、新型インフルエンザ等感染経路等の基礎知識及び予防方法について最新情報を提供する。	障害福祉課 地域保健課 高齢介護課
【医療・相談体制】	
① 相談窓口を設置するとともにホームページ等を用いて周知する。	地域保健課
② 帰国者・接触者相談センターへの案内等市民へ周知する。	
③ 府が行う搬送体制確保に協力する。	
【生活支援、社会・経済機能の維持】	
① 市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、平常時から次の取り組みなどを心がけるよう周知を行う。 * 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。 * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。 * ごみの排出抑制に努めること。	危機管理課 地域保健課 環境政策課
② 事業者等に対し、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取り組みの準備を行うよう周知する。特に社会機能の維持に関わる事業者等には、職場での感染防止策及び事業継続計画に基づく取り組みの準備を行うよう呼びかける。	産業振興課
③ まん延期における在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者への生活支援（見回り、訪問看護、食事提供等）、入院等の搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続き等や、コミュニケーションに支障を来すことが予想される外国人への支援（情報伝達、通訳等）の準備を行う。	人権交流室 福祉総務課 障害福祉課 地域保健課 高齢介護課 窓口課
④ 在宅の高齢者や心身に障害を持った人への介護等の支援のため、次の取り組みを行う。 * 在宅の高齢者等が食料・生活必需品等を調達できるよう、支援準備を行う。 * 介護事業者の事業維持が困難となり、要介護者がサービスを受けられなくなる場合を想定した支援準備を行う。	福祉総務課 障害福祉課 地域保健課 高齢介護課
⑤ 自治会組織、事業者等による支援活動について準備を行う。	産業振興課
⑥ 災害応急救助物資の利用について検討する。	危機管理課 地域保健課

<p>⑦ 一時的に遺体を安置できる施設及び一時埋葬地等について把握するとともに、死亡者が増加した場合の事務対応等について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 一時遺体安置所の設置を検討する。 * 一時埋葬地に利用できる市有地の調査及び手続きを確認する。 	<p>財産管理課 環境予防課 窓口課</p>
<p>⑧ 水道</p> <p>1) 情報連絡体制の構築を行うとともに、情報収集を行う。</p> <p>2) 事業継続計画の作成・再確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> * 計画全般について、再確認等を行う。 * 優先業務の選定を行い、業務について再確認等を行う。 * 要員の確保に向けて、要員リストの作成・再確認等を行う。 * 委託業者等との連携体制の整備及び再確認等を行う。 * 継続して必要な物資の確保を行う。 * 利用者への情報提供に向けて、準備及び想定問答の作成を行う。 	<p>上下水道部</p>

(3) 国内発生早期	
<ul style="list-style-type: none"> ●状態 • 国内において新型インフルエンザ等患者が発生したが、府内では患者発生が確認されていない状態。 ●対策の目的 • 海外発生期に準ずる。 ●対策の考え方 • 海外発生期に準ずる。 	
【実施体制】	
① 緊急事態宣言が発出された時は、松原市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、行動計画に基づき対策を実施する。	市長公室 健康部
② 緊急事態に備え、対策本部員の増員を検討する。	
③ 松原市医師会、藤井寺保健所等との連携強化及び情報の共有を図る。	地域保健課
【予防・まん延防止】	
① 大阪府等から他都道府県の学校、保育所等で感染者が確認されたとの情報を入手した場合は、庁内及び関係機関に情報を提供するとともに、効果的な予防策を周知して各施設内から感染防止を図る。	地域保健課
② 市内保育所、幼稚園、小学校、中学校のサーベイランス体制を強化し、感染状況を確実に把握するとともに、各保育所、学校への情報提供により情報の共有化を図る。	子ども未来室 教育推進課
③ 新型インフルエンザ等（疑い症例含む）の拡大状況や感染症の特徴等の情報収集を行う。	地域保健課
④ パスポート申請時、海外渡航者等に対し海外での新型インフルエンザ等発生状況の情報提供及び注意喚起（養鶏場や生鳥市場への立ち入り自粛など）を行う。 * 海外渡航者のための感染症情報 * 新型インフルエンザ等発生国での措置情報	地域保健課 窓口課
⑤ 新型インフルエンザ等に関する最新情報や、市の対策、感染予防策実施の徹底をホームページ等で周知する。周知に当たっては視覚・聴覚障がい者、外国人に配慮したものとする。 感染予防策 * 不要な外出は避ける * マスク着用の励行 * 手洗い、うがいの励行 * 咳エチケットの徹底 * インフルエンザ等を疑う場合の受診方法について	秘書広報課 人権交流室 地域保健課
⑥ 市民に最低限2週間分の食料、水、日用品等の生活必需品を準備するよう啓発する。	秘書広報課 危機管理課
【情報収集・提供、監視】	
① 新型インフルエンザ等（疑い例を含む）の国内での発生等の情報を収集し、各課へ情報を提供する。	地域保健課
② 新型インフルエンザ等に関する最新情報や市の対策、感染予防策をホームページ、ちらし、ポスター等を用いて周知する。なお、周知に当たっては外国人、視覚・聴覚障がい者に配慮したものとする。	秘書広報課 人権交流室 地域保健課

③ 市内における患者発生状況を把握するとともに、市内保育所、幼稚園、小学校、中学校における患者の発見を目的としたサーベイランス体制を整備し府が行うサーベイランスにも協力する。	子ども未来室 地域保健課 教育推進課
④ 人が集まるイベント等の開催情報の収集を行う。	関係課
⑤ 高齢者施設等の職員と連携し、市内在住の高齢者等に対し、新型インフルエンザ等感染経路等の基礎知識及び予防方法について最新情報を提供する。	障害福祉課 地域保健課 高齢介護課
【医療・相談体制】	
① 不安拡大に伴う生活相談等、広範囲な相談・問い合わせの増加が見込まれるため、相談窓口体制の拡充を行う。	地域保健課
② 医療対策グループ（保健師、看護師）を設け、在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者への支援ケース等に応じた体制を整備する。	障害福祉課 地域保健課 高齢介護課
③ 重篤化のおそれがある基礎疾患（糖尿病、心臓、脳血管、喘息）を有する患者、HIV感染者、妊婦、乳幼児等に、感染防止策を指導する。	地域保健課
④ 毛布等の必要資器材を準備する。	危機管理課
【生活支援、社会・経済機能の維持】	
① 市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、平常時から次の取り組みなどを心がけるよう周知を行う。 * 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。 * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。 * ごみの排出抑制に努めること。	危機管理課 地域保健課 環境政策課
② 事業者等に対し、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取り組みの準備を行うよう周知する。 * 特に社会機能の維持に関わる事業者等には、職場での感染防止策及び事業継続計画に基づく取り組みの準備を行うよう呼びかける。 * 価格高騰、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。	産業振興課
③ まん延期における在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者への生活支援（見回り、訪問看護、食事提供等）、入院等の搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続き等や、コミュニケーションに支障を来している外国人への支援（情報伝達、通訳等）の対策を開始する。	人権交流室 福祉総務課 障害福祉課 地域保健課 高齢介護課 窓口課
④ 在宅の高齢者や心身に障がいを持った人への介護等の支援のため、次の取り組みを行う。 * 在宅の高齢者等が食料・生活必需品等を調達できるよう、支援準備を行う。 * 介護事業者の事業維持が困難となり、要介護者がサービスを受けられなくなる場合を想定した支援を準備する。	福祉総務課 障害福祉課 地域保健課 高齢介護課
⑤ 生活保護者への経済的支援等を検討する。	福祉総務課

<p>⑥ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、死亡時の事務対応及び、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 燃料、資器材等を確保する。 * 一時遺体安置所及び一時埋葬地を決定する。 	<p>財産管理課 環境予防課 窓口課</p>
<p>⑦ 災害応急救助物資の放出を準備する。</p> <p>⑧ 感染拡大期やまん延期に備え、防犯、防災機能を維持し、住民生活の安全・安心を確保できるよう関係機関と連携し対応する。</p>	<p>危機管理課 地域保健課</p>
<p>⑨ 水道</p> <p>1) 情報連絡体制の構築を行うとともに、情報収集を行う。</p> <p>2) 事業継続計画を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 優先業務の絞込み、不要不急の外出等の中止、窓口業務の縮小等を実施する。 * 要員リストに基づき、要員の確保を行う。 * 委託業者等との連携を図り、情報提供・注意喚起等を行う。 * 他の水道事業者等との連携を図り、必要な物資の確保を行う。 * 利用者に対し水道水の安全性に関する情報提供を行い、相談体制の確立を行う。 	<p>上下水道部</p>

(4) 府市内発生早期

●状態	・府市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
●対策の目的	・府市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
●対策の考え方	・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 ・政府対策本部が、大阪府に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。 ・府市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
【実施体制】	
国内発生早期の実施体制を継続しつつ次の対策を実施する。	
【予防・まん延防止】	
<p>＜大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合＞ 府の要請のもと外出制限、施設の使用制限等が行われるため、指示にしたがい府に協力する。 住民接種については、特措法第46条、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行う。（地域保健課） 学校のサーベイランスに協力する。</p>	
<p>① 市民や事業者等に対し、感染防止と拡大阻止のための予防策の励行を呼びかけるなど、徹底した封じ込め対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 不要不急の旅行は自粛するよう呼びかける。 * 隣接市で新型インフルエンザ等の発生（疑いを含む）が見込まれる場合は、不要不急の集会やイベント等の興業活動の中止を呼びかける。 * 患者と接触していた者が関係する学校、保育所、通所施設等について、休業、休校、休館等を行うよう施設管理者に呼びかける。 * 事業者等に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた者を、保健所の指示に従って帰国者・接触者外来での受診を要請する。 * 事業者等に対し、感染防止対策を開始し、事業継続計画に従い職場に出勤する従業員数を減らす体制を取りながら、必要とされる企業活動を可能な限り維持継続できるように呼びかける。また、可能な範囲での企業活動の自粛を呼びかける。 * 事業者等に対し、従業員の子どもの等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、配慮を行うよう要請する。 * 市民、事業者等に対して、インフルエンザワクチン接種の勧奨、マスクの着用、うがい・手洗いの励行、外出の自粛（特に人の多く集まる所への）や、体調不良時には休養優先とする等、社会活動の制限を呼びかける。 * 市に在住する外国人について、社会活動の制限等の協力を呼びかける。 * 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用等の感染防止策を講ずる 	秘書広報課 人権交流室 福祉総務課 障害福祉課 子ども未来室 地域保健課 高齢介護課 産業振興課 まちづくり推進課 教育推進課

<p>ように呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 住民へのワクチン接種を行う。 * 府が行うサーベイランスに協力する。 	
【情報収集・提供、監視】	
<p>① 新型インフルエンザ等に関する最新情報や市の対策、感染防止策をホームページ、ちらし、ポスター等を用いて周知する。周知に当たっては外国人、視覚・聴覚障がい者に配慮したものとする。</p>	<p>秘書広報課 人権交流室 地域保健課</p>
<p>② 国内外の情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 厚生労働省 * 国立感染症研究所 * 厚生労働省検疫所 * 外務省ホームページ * 大阪府感染症情報センター 等々 	<p>地域保健課</p>
【医療・相談体制】	
<p>① 不安拡大に伴う生活相談等、広範囲や専門的な内容の問い合わせが増加するため、相談窓口体制を拡充・強化する。</p> <p>② 府が行う搬送体制確保に協力する。</p>	<p>地域保健課</p>
【生活支援、社会・経済機能の維持】	
<p>＜大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合＞</p> <p>水道の消毒その他衛生上の措置及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（上下水道部）</p> <p>市民生活・市民経済の安定のため生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。また、市民に対し、消費者としての適切な行動及びまん延した段階においてサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけ、必要に応じ市民からの相談に対応する。（産業振興課）</p>	
<p>① 在宅の高齢者や心身に障がいを持った人への介護等の支援のため、次の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 在宅の高齢者等が食料・生活必需品等を調達できるよう、支援を開始する。 * 介護事業者の事業維持が困難となり、要介護者がサービスを受けられなくなる場合を想定した支援を開始する。 	<p>福祉総務課 障害福祉課 地域保健課 高齢介護課</p>
<p>② 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、死亡時の事務対応及び、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 燃料、資器材等を確保する。 * 一時遺体安置所を設置する。 	<p>財産管理課 環境予防課 窓口課</p>
<p>③ 水道</p> <p>1) 情報連絡体制の構築を行うとともに、情報収集を行う。</p> <p>2) 事業継続計画を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 優先業務の絞込み、不要不急の外出等の中止、窓口業務の縮小等を実施する。 * 要員リストに基づき、要員の確保を行う。 * 委託業者等との連携を図り、情報提供・注意喚起等を行う。 	<p>上下水道部</p>

<ul style="list-style-type: none">* 他の水道事業者等との連携を図り、必要な物資の確保を行う。* 利用者に対し水道水の安全性に関する情報提供を行い、相談体制の確立を行う。	
---	--

(5) 府市内感染期

●状態	<ul style="list-style-type: none"> 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
●対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する。 健康被害を最小限に抑える。 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。
●対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。

【①感染拡大期】府内で患者が増加し、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態。

【②まん延期】府内で患者が増加し、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態。

【③回復期】府内で患者発生が減少傾向となった（ピークを越えたと判断できる）状態。

【実施体制】

【①感染拡大期】 【②まん延期】

① 松原市新型インフルエンザ等対策本部は、行動計画等に基づき、対策を実施する。	市長公室 健康部
② 対策本部員の増員を行う。	

<大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合>

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。（人事課）

【③回復期】

国内の発生状況等の情報を収集する。	地域保健課
-------------------	-------

【予防・まん延防止】

【①感染拡大期】・【②まん延期】

<大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合>
府の要請のもと外出制限、施設の使用制限等がおこなわれるため、指示にしたがい府に協力する。
住民接種については、特措法第46条、予防接種法第6条第1項に規する臨時の予防接種を行う。（地域保健課）

<p>① 引き続き市民、事業者等に対し、感染防止と拡大阻止のための予防策の励行を呼びかけなど、徹底した封じ込め対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 不要不急の旅行は自粛するよう呼びかける。 * 隣接市で新型インフルエンザ等の発生（疑いを含む）が見込まれる場合は、不要不急の集会やイベントなどの中止を呼びかける。 * 事業者等に対し、感染防止対策を開始し、事業継続計画に従い職場に出勤する従業員数を減らす体制を取りながら、必要とされる企業活動を可能な限り維持継続できるように呼びかける。また、可能な範囲での企業の自粛を呼びかける。 * 事業者等に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、配慮を行うよう要請する。 * 市民、事業者等に対して、インフルエンザワクチン接種の勧奨、マスクの着用、うがい・手洗いの励行、外出の自粛（特に人の多く集まる所への）や、体調不良時には休養優先とする等、社会活動の制限を呼びかける。 * 市に在住する外国人についても、社会活動の制限等の協力を呼びかける。 * 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用等予防策の励行を呼びかける等、適切な感染防止策を講ずるよう要請する。 * 府が行うサーベイランスに協力する。 	秘書広報課 人権交流室 福祉総務課 障害福祉課 子ども未来室 地域保健課 高齢介護課 産業振興課 まちづくり推進課 教育推進課
<p>② 市内保育所、幼稚園、小学校、中学校、高齢者施設及び障がい者施設等で感染者が確認された場合は、当該保育所や学校施設等の児童・生徒等を感染から守るために、設置者に対して、必要に応じて臨時休業等を行うよう呼びかける。</p> <p>③ 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p>	障害福祉課 子ども未来室 地域保健課 高齢介護課 教育推進課
【情報収集・提供、監視】	
【①感染拡大期】・【②まん延期】	
<p>① 国内外の情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 厚生労働省 * 国立感染症研究所 * 厚生労働省検疫所 * 外務省ホームページ * 大阪府感染症情報センター 等々 	地域保健課
<p>② 市民に最新情報や基本的知識、感染予防策をホームページ等で周知し、パニック等を防止する。</p>	秘書広報課 地域保健課
<p>③ 市内保育所、幼稚園、小学校、中学校の学校サーベイランスを実施する。</p>	子ども未来室 教育推進課
【医療・相談体制】	
【①感染拡大期】	
<p>不安拡大により生活相談等が増加するため、相談窓口機能を充実・強化する。</p>	地域保健課

[②まん延期]	
<p><大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置> 区域内の医療機関が不足した場合、府が臨時の医療施設を設置し医療を提供するため、府に協力をする。</p>	地域保健課
【生活支援、社会・経済機能の維持】	
[①感染拡大期]・[②まん延期]	
<p><大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合> 国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。(人事課) 水道の消毒その他衛生上の措置及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。(上下水道部) 市民生活・市民経済の安定のため生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ市民からの相談窓口に対応する。(産業振興課)</p>	
<p>① 市民に社会機能の維持に向けて、次の取り組みを行うよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 食料品等の備蓄に補充が必要な場合は、十分に感染予防を行った上で補充する。 * 電気・ガス・水道等の燃料資源の消費節減に努めること。 * ごみの排出抑制に努めること。 * 消費者として適切な行動を呼びかける。 * サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容することを呼びかける。 	危機管理課 地域保健課 環境政策課
<p>② 事業者等に対し、引き続き職場での感染防止策や可能な範囲での業務等の縮小等に向けた取り組みを行うよう、また、社会機能の維持に関わる事業者等には、職場での感染防止策及び事業継続計画等に基づく事業の継続を呼びかける。</p>	産業振興課
<p>③ 在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者への生活支援(見回り、訪問看護、食事提供等)、入院等の搬送、死亡時の対応等や、コミュニケーションに支障を来している外国人への支援(情報伝達、通訳等)の対策を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者等を入院等で搬送する場合は、次の対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・患者の入院手続き ・患者(疑いを含む)移送 ・接触者の範囲の特定(他自治体への情報提供) ・外出自粛要請 ・健康管理の実施 ・有症状時の対応指導 ・その他必要な対応 	人権交流室 福祉総務課 障害福祉課 地域保健課 高齢介護課 窓口課
<p>④ 社会的弱者等に対し、必要に応じて、災害応急救助物資の放出を行う。個々の配付が困難な場合は、地域内の集積拠点まで災害応急救助物資を輸送する。この場合の配布方法については、自治会長等の協力を得て自治会等から配付する。</p>	危機管理課 財産管理課
<p>⑤ 在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p>	地域保健課 高齢介護課 窓口課

⑥ 死亡者が増加した場合、必要に応じて遺体を一時的遺体安置所へ搬送する。	危機管理課 環境予防課
⑦ 市民に、警察、消防による防犯、防災活動への協力要請を行う。	危機管理課
⑧ ボランティアの受入等の確保と体制を検討する。	人事課
[③回復期]	
① 市民に対し、再流行に注意しつつ、食料品などの再備蓄等を行い、燃料資源の消費節減や、ごみの排出抑制について、引き続き取り組むように周知する。	秘書広報課 地域保健課 環境政策課
② 事業者等に対し、事業継続計画に基づく業務継続体制を順次平常時の体制に戻すとともに、流行の経緯を踏まえ、再流行に備えて体制を見直すよう周知する。	産業振興課
[①感染拡大期]・[②まん延期] [③回復期]	
<p>＜大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合＞ 水道の消毒その他衛生上の措置及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（上下水道部）</p>	
① 水道 1) 情報連絡体制の構築を行うとともに、情報収集を行う。 2) 事業継続計画を実行する。 * 優先業務の絞込み、不要不急の外出等の中止、窓口業務の縮小等を実施する。 * ライフライン機能維持のための要員の確保を行う。 * 委託業者等との連携を図り、情報提供・注意喚起等を行う。 * 他の水道事業者等との連携を図り、必要な物資の確保を行う。 * 利用者に対し水道水の安全性に関する情報提供を行い、相談体制の確立を行う。	上下水道部

(6) 小康期	
<ul style="list-style-type: none"> ●状態 ・府市内で患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ●対策の目的 ・市民生活、市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 ●対策の考え方 ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 	
【実施体制】	
<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急事態解除宣言が発出された時は、新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。 ② 実施した対策の評価を行い、再流行に備えた対策を検討し、実施する。 ③ 各地域の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校、通所施設及び事業所等の再開を行う時期について検討する。 	市長公室 健康部
【予防・まん延防止】	
<ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き市民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知する。 ② 流行の第二波に備え、住民に対し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 <p>＜大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合＞ 国・府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（地域保健課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 府が行うサーベイランスに協力する。 	秘書広報課 地域保健課
【情報収集・提供、監視】	
<ul style="list-style-type: none"> ① パスポート申請時渡航者に対し、海外での新型インフルエンザ等発生状況の情報提供及び感染予防のための注意喚起を行う。 ② 新型インフルエンザ等感染症の発生国及び地域の情報収集をする。 ③ 新型インフルエンザ等の流行が終息するまでは、適宜、市民及び事業者に対し、国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。 ④ 市内保育所、幼稚園、小学校、中学校の学校サーベイランスを継続する。 	窓口課 秘書広報課 地域保健課 子ども未来室 教育推進課
【医療・相談体制】	
<ul style="list-style-type: none"> ① 相談件数等の状況を見ながら、相談窓口を縮小する。 ② パンデミック時に一時患者収容施設として使用した施設等に対して、消毒等必要な措置を行う。 ③ 新たな発生や流行に備え、ワクチン接種を推進する。 ④ 医療機関において通常の診療体制に戻すことを市民に周知する。 	秘書広報課 地域保健課

【生活支援、社会・経済機能の維持】	
<p><大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合> 国・府と連携し対策の合理性が認められなくなった場合は、必要に応じ、府市内感染期に講じた措置を適宜縮小若しくは中止する。（市長公室、健康部）</p>	
① 自粛していた社会活動、閉鎖していた学校や施設等、高齢者や障がい者、外国人などへの支援等を平常時の体制に戻すことを市民に周知する。	人権交流室 秘書広報課
② 介助者がいない児童、高齢者、障害者、コミュニケーションに支障を来している外国人等を早急に調査し、必要に応じた可能な支援を行う。	人権交流室 福祉総務課
③ 社会的弱者への支援は、流行等の状況に併せて平常時の体制に移行させる。	障害福祉課 地域保健課 高齢介護課
④ 一時的遺体安置所は、新型インフルエンザ等による死亡者数を踏まえ、順次閉鎖する。	環境予防課
⑤ 警察、消防の指導による防犯、防災活動を平常時の体制に移行する。	危機管理課
⑥ 市民等へ協力要請を行った項目等について評価し、必要に応じて見直す。 ＊ 食料品等の備蓄、燃料資源の消費抑制及びごみの排出抑制 ＊ 価格高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう要請 ＊ 社会的弱者への支援 ＊ 遺体への適切な対応 ＊ 防犯・防災活動	危機管理課 福祉総務課 障害福祉課 地域保健課 高齢介護課 環境政策課 環境予防課 産業振興課
⑦ 水道 1) 事業継続計画を実行及びこれまでの対策の評価を行う。 ＊ 縮小・中止していた業務再開に向けた検討を行う。 ＊ 要員の再検討を行う。 ＊ 委託業者等との連携を図り、情報提供・注意喚起等を行う。 ＊ 他の水道事業者等との連携を図り、必要な物資の確保を行う。 ＊ 利用者に対し水道水の安全性に関する情報提供を行い、相談体制の確立を行う。	上下水道部

< 參考資料 >

用語解説

* 新型インフルエンザ

過去数十年間にヒトが経験していないHAまたはNA血清亜型のインフルエンザがヒトの間で伝播し、流行を起こした時、これを新型インフルエンザ流行という。

* パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

* パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

* プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)

* 高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる。人のインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接近した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染報告はない。

* サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定期的な感染症の発症状況（患者及び病原体）の把握や分析が行われている。

＊ **疫学調査**

感染者や感染者に接触履歴のある方を対象として、感染症の原因や動向を調べ、感染源等を調査すること。

＊ **家きん**

家畜として飼養される鳥。(鶏、あひる、七面鳥及びびうずら)
家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥が指定されている。

＊ **インフルエンザ**

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。
A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。
(いわゆるA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)というのは、この亜型のことをいう。)

＊ **事業継続計画(BCP)**

事業継続計画(Business Continuity Plan)は災害による影響度を認識し、発生時の業務継続を確実にするため、必要な対応策を策定したもの。新型インフルエンザ等発生時の行政機能や社会機能を維持するために、各機関において、事業継続計画の策定が求められている。

＊ **感染症の定義及び類型**

[新感染症]：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症

[一類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例：エボラ出血熱、ペスト等)

[二類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例：急性灰白髄炎、ジフテリア等)

[新型インフルエンザ等感染症]

・新型インフルエンザ：新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ。

・再興型インフルエンザ：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行せず長期間経過し厚生労働大臣が定めるものが再興したもの。

[三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。（例：腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）

[四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。（例：A型肝炎、狂犬病等）

[五類感染症]：国の感染症発生動向調査に基づき発生動向を把握する、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。（例：インフルエンザ、麻疹、梅毒等）

[指定感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

＊ **抗インフルエンザウイルス薬**

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

＊ **帰国者・接触者相談センター**

都道府県及び市区町村が保健所等に設置する電話対応専門の窓口。新型インフルエンザ等の患者の早期発見、それ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び正しい対応の提供などを行うことを目的とする。

＊ **新型インフルエンザ等相談窓口**

新型インフルエンザ等の発生段階が市内感染期に入ったところで、帰国者・接触者相談センターから新型インフルエンザ全般の相談に応じる窓口。市民からの不安対応、受診方法、予防方法、ワクチン接種方法など情報提供を行う。

＊ **社会機能の維持に関わる事業者**

社会・経済機能の維持に関して、新型インフルエンザの市内発生早期から市内感染期において、必要最小限の事業継続が要請される事業者。国では、ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等の事業者を「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」で示している。

【新型インフルエンザQ&A】

○ 新型インフルエンザとは？

新型インフルエンザウイルスは、動物、特に豚や鳥のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザです。

新型インフルエンザウイルスは、いつ出現するのか、予測することは困難です。人間界にとっては未知のウイルスであり、ほとんどの人は免疫を持っていないため、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性があります。

○ 新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、インフルエンザ、普通のかぜはどう違うのですか？

普通のかぜの症状は、のどの痛み、鼻汁、くしゃみや咳（せき）等が中心で、全身症状はあまり見られません。発熱もインフルエンザほど高くなく、重症化することはほとんどありません。

一方、毎年冬を中心に流行するインフルエンザの場合は 38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等、全身の症状が強く、あわせて、普通のかぜと同様ののどの痛み、鼻汁等の症状も見られます。さらに、気管支炎、肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれん等を併発し、重症化することがあるのもインフルエンザの特徴です。

インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスには様々な種類があり、自然界において、人以外の動物、特に、カモ、アヒル等の水鳥を中心とした鳥類に感染しています。インフルエンザウイルスが感染している鳥類の多くには症状はありませんが、他の鳥類に感染して症状が出た場合、それを鳥インフルエンザといいます。また、鳥インフルエンザの中でも、鳥類が死亡してしまう重篤な症状をきたすものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

新型インフルエンザとは、従来は人に感染することがなかった鳥インフルエンザウイルス等が人に感染し、体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになったウイルスによる疾患を指します。

○ どのくらいの人が感染しますか？

我が国政府は、人口の約 1 / 4 の人が感染し、医療機関を受診する患者数は、最大で 2,500 万人と仮定して対策を講じています。

また、過去に流行したアジアインフルエンザや、スペインインフルエンザのデータに基づいて推計すると、入院患者は 53 万人～200 万人、死亡者は 17 万人～64 万人と推定されています。しかし、これらはあくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであり、今後発生するかもしれない新型インフルエンザ等が、どの程度の感染力や病原性を持つかどうかは不明です。

これ以上の被害が生じる可能性を否定できない一方、より少ない被害でとどまる可能性もありますので、実際の発生状況に応じて柔軟な対応がとれるように準備しておく必要があります。

○ どんな症状がでますか？

新型インフルエンザに変異することが懸念されている高病原性鳥インフルエンザの症状としては、これまで東南アジアなどでの事例では、発熱、咳など、人の一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢を認めた例もありました。また、致死率は 60%以上と極めて高く、肺炎が主な死因となっています。

しかし、高病原性インフルエンザウイルスが人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスに変異した場合、その症状の程度は、現在のところ予測が困難です。

○ 治療法はありますか？

現在、数種類の抗インフルエンザウイルス薬が開発されています。新型インフルエンザにも、通常のインフルエンザの治療に用いられている抗インフルエンザウイルス薬（ノイラミニダーゼ阻害薬等）が有効であると考えられています。ノイラミニダーゼ阻害薬のうち代表的なものとしては、経口内服薬のリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）と、経口吸入薬のザナミビル水和物（商品名：リレンザ）があります。

新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府及び各都道府県では、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行っています。

○ 通常のインフルエンザの予防接種は有効ですか？

通常のインフルエンザの予防接種は、新型インフルエンザとはウイルスの種類が異なるため、感染防止の効果はほとんど期待できないと考えられています。

新型インフルエンザに対して効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンがあります。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが世界的大流行（パンデミック）を起こす以前に、“トリーヒト感染”の患者、又は鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチンを指します。政府では、現在流行している鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に対するワクチンをプレパンデミックワクチンとして製造、備蓄しています。

パンデミックワクチンは、“ヒトーヒト感染”を引き起こしているウイルスを基に製造されるワクチンです。プレパンデミックワクチンとは異なり、ワクチンの効果はより高いと考えられます。ただし、パンデミックワクチンは、新型インフルエンザ等が発生しなければ製造できないため、現時点で製造、備蓄は行えません。また、重症化防止に一定の効果は期待できますが、感染防止、流行阻止効果は保証されていません。

○ 予防法はありますか？

新型インフルエンザを含め、インフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみ、つば等の飛沫とともに放出されたウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後の手洗い、マスクの着用、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えること（不要不急の外出の自粛）が重要です。また、十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとることも大切です。

インフルエンザは、容易に人から人に感染するため、他人にうつさないことも重要です。インフルエンザに感染して症状のある人は、病気の悪化や周囲への感染を防ぐために、自宅で休養することが重要です。他人に接しなければならぬ場合は、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆うか、マスクを着用することが重要です（咳エチケット）。

現状では、行動計画で想定している強毒性の新型インフルエンザ等は出現していませんが、出現した場合も通常のインフルエンザと同様に、このような感染予防対策に努めることが重要です。また、新型インフルエンザ等が流行して、外出を避けるべき事態となり、物資の流通が停滞することを想定して、普段から食料品や日用品を備蓄しておくことが望ましいと考えられます。

新型インフルエンザ等の患者と密に接する機会があり、感染している可能性がある方々に対しては、発症前に抗インフルエンザ薬を内服することで、発症の危険性を抑える予防方法（予防投薬）を実施することも検討されています。

○ 新型インフルエンザにかかったらどうすればよいですか？

発熱・咳・全身痛等、インフルエンザと思われる症状がある場合、事前連絡なく、近くの医療機関を受診すると、万が一、新型インフルエンザ等であった場合、待合室等で、他の患者さんに感染させてしまう「二次感染」のおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等が発生した際に設置される予定の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従い、専門の医療機関（帰国者・接触者外来）を受診してください。

なお、患者を受け入れる医療機関は、発生段階に応じて変わる可能性があります。随時、広報等でお知らせしますので、確認してください。

○ 新型インフルエンザ等が大流行した場合、家庭で備蓄しておくことが望ましいものはどのようなものですか？

国の「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」では、災害時のように、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄推奨の例として、次の物品例を示しています。

個人での備蓄物品の例

食料品（長期保存可能なもの）の例	日用品・医療品の例
米 乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等） 切り餅 コーンフレーク・シリアル類 乾パン 各種調味料 レトルト・フリーズドライ食品 冷凍食品（家庭での保持温度、停電に注意） インスタントラーメン、即席めん 缶詰 菓子類 ミネラルウォーター イオン飲料（スポーツ飲料） ペットボトルや缶入りの飲料 育児用調製粉乳 （ペットがいる方はペットフードなど）	マスク（不織布製マスク） 体温計 ゴム手袋（破れにくいもの） 水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用） 漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある） 消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬） 常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬） 絆創膏（ばんそうこう） ガーゼ・コットン トイレットペーパー ティッシュペーパー 保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの） 洗剤（衣類・食器等）・石鹸 シャンプー・リンス 紙おむつ 生理用品（女性用） ごみ用ビニール袋 ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用） カセットコンロ ボンベ 懐中電灯 乾電池